

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 10 月 29 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 性別、性的指向、性自認にかかわらず、人生を共にしたいと思うパートナーと安心して暮らすことのできる環境づくりを目的として、パートナーシップ制度を導入するため、条例の一部を改正するものである。

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例の一部を改正する条例案

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例（平成 29 年 12 月国立市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し協力し合うことを約した、継続的かつ対等な 2 者間の関係

第 19 条を第 20 条とする。

第 3 章中第 18 条を第 19 条とし、第 17 条を第 18 条とする。

第 2 章中第 16 条を第 17 条とし、第 10 条から第 15 条までを 1 条ずつ

繰り下げ、第9条第2項中「第17条」を「第18条」とし、同条の次に次の1条を加える。

(パートナーシップ制度)

第10条 パートナーシップに係る証明の交付を希望する者で、規則で定めるものは、規則で定めるところにより、市長に届け出ることができる。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出を受理したことを証する書類（以下この条において「受理証明書」という。）を交付するものとする。

3 事業者等は、その事業活動の中で、市が実施するパートナーシップに係る制度を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 事業者等は、受理証明書の提示があったときは、当該受理証明書に記載されている情報については、当該記載されている者の意思を十分に確認した上で取り扱う等により、第8条第1項及び第2項の規定を遵守しなければならない。

付 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 市長は、この条例の施行の日前においても、改正後の第10条の規定によるパートナーシップの届出の受理その他この条例を施行するために必要な準備行為を行うことができる。